

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 スポーツ課

許認可等の内容		栃木市立小中学校施設の開放に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市立小中学校施設の開放に関する規則第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市立小中学校施設の開放に関する規則第5条及び10条
	参考事項	栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 4月 5日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市立小中学校施設の開放に関する規則抜粋</p> <p>(利用資格)</p> <p>第5条 開放学校の施設を利用することができる者は、原則として、栃木市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、おおむね10人以上で構成する団体とする。この場合において、児童及び生徒が利用するときは、監督責任者として成人が含まれていなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、開放学校の施設を利用する団体は、教育委員会に登録をしなければならない。</p> <p>3 前項の登録手続その他必要な事項は、別に定める。</p> <p>(利用の禁止)</p> <p>第10条 教育委員会は、学校施設の開放が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を認めないものとする。</p> <p>(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用その他政治的活動のための利用</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれらに反対するための利用その他宗教活動のための利用</p> <p>(3) 専ら営利を目的とするための利用</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、法令に定めのあるもの、又は教育委員会が利用を不相当と認めるもの</p>	